

平成20年12月

新川広域圏事務組合議会12月定例会会議録

平成20年12月25日開会

平成20年12月25日閉会

新川広域圏事務組合

平成20年12月25日 黒部市役所宇奈月庁舎議場において開く

議事日程

- 第1．議席の指定
- 第2．議長選挙
- 第3．会議録署名議員の指名
- 第4．会期の決定
- 第5．議案第11号から議案第14号までについて
(理事長提案理由説明)
- 第6．組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑
- 第7．議案第14号について
- 第8．議案第11号から議案第13号までについて
(各常任委員長報告、質疑、討論、採決)
- 第9．議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査

本日の出席議員（13人）

1番	河崎直通君	2番	山崎昌弘君
3番	山本弘吉君	4番	中田尚君
5番	松原勇君	6番	中谷松太郎君
7番	川上浩君	8番	岩井憲一君
9番	元島正隆君	10番	谷口一男君
11番	長田武志君	12番	梅澤益美君
13番	中陣將夫君		

説明のため出席した者

理事長	澤崎義敬君	副理事長	堀内康男君
副理事長	米澤政明君	副理事長	魚津龍一君
事務局長	石崎勉君	会計管理者	青森貴英君

総務課長 石田明雄君

業務課長 山岡修一君

CATV放送センター
所長 藤田義治君

エコぽ〜と
所長 古川至君

宮沢清掃センター
所長 二川正博君

中部清掃センター
所長 松平勉君

総務係長 前田俊彦君

職務のため出席した者

魚津市企画政策課長 川岸勇一君

黒部市企画政策課長 大川信一君

入善町企画財政課長 笹島春人君

朝日町秘書政策室長 山崎富士夫君

午前10時00分 開会

「開会宣告」

○副議長（谷口一男君） おはようございます。

本日、12月定例会が招集されましたところ、ただいま出席議員は定足数であります。

これより、平成20年新川広域圏事務組合議会12月定例会を開会いたします。

本定例会における議案説明のため出席を求めている者は、理事長、副理事長、会計管理者、事務局長、その他関係課長等であります。

「議員辞職許可報告」

○副議長（谷口一男君） 報告いたします。

去る9月17日、朝日町から選出の廣田 誼君、吉江守熙君から、また12月4日、黒部市から選出の伊東景治君、吉田重治君、稲田 弘君から、都合により議員を辞職したいとの願い出がありましたので、地方自治法第126条の規定により、それぞれ同日辞職願が許可されていますから報告いたします。

稲田 弘君の議員辞職のため議長が不在となっておりますので、私が議長の職務を行います。

「新議員紹介」

○副議長（谷口一男君） 続いて、新議員の紹介をいたします。

組合議員の選挙の結果、朝日町より梅澤益美君、中陣將夫君が、黒部市より松原 勇君、中谷松太郎君、川上 浩君が当選されましたのでご紹介いたします。

新たに当選されました議員の皆さんからごあいさつがあります。

順次発言を許可します。

梅澤益美君。

○12番（梅澤益美君） このたび朝日町から推薦をいただきまして、新川広域圏事務組合議会に出てまいりました梅澤でございます。久しぶりの広域圏でございますので、何かと勉強不足ではありますが、今後ともご指導いただきまして広域圏のために頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。（拍手）

○副議長（谷口一男君） 続きまして、中陣將夫君。

○13番（中陣將夫君） 9月17日の議会で2度目の議長を仰せつかりまして、新川広域圏事務組合に再びお世話になることになりました。もとより浅学非才の身であります。皆さん方のご指導、ご鞭撻をいただきながら、力いっぱい任務を務めさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。（拍手）

○副議長（谷口一男君） 続きます、松原 勇君。

○5番（松原 勇君） おはようございます。

今般、黒部市議会議員の皆さん方の中から推薦されまして、新川広域圏の議員として初めての経験でありますので、先輩議員のご指導を賜りながら務めたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。ありがとうございます。（拍手）

○副議長（谷口一男君） 続きます、中谷松太郎君。

○6番（中谷松太郎君） このたび、黒部市の12月議会で議長を拝命いたしました中谷松太郎君でございます。もとより微力でございますが、この上は住民福祉の向上のため、また市政発展のために、そしてまた新川広域圏の発展のために精いっぱい頑張らせていただきたいたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくご指導をお願ひいたします。ありがとうございます。（拍手）

○副議長（谷口一男君） 続きます、川上 浩君。

○7番（川上 浩君） 皆さん、おはようございます。黒部市議会選出の川上です。

皆さんのご指導を仰ぎながら任務を全うしたいと思います。よろしくお願ひいたします。（拍手）

○副議長（谷口一男君） 以上で、新議員の紹介を終わります。

「議事日程報告」

○副議長（谷口一男君） これより日程に入ります。

本日の日程はお手元に配付した日程表のとおりであります。

「議席の指定」

○副議長（谷口一男君） 日程第1 議席の指定を行います。

梅澤益美君、中陣將夫君、松原 勇君、中谷松太郎君、川上 浩君の議席は、会議規則第4条の規定により、ただいま着席いただいております議席を指定いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（谷口一男君） 異議なしと認めます。よって、ただいま着席いただいております議席を指定することに決定いたしました。

「議長選挙」

○副議長（谷口一男君） 日程第2 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

この選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（谷口一男君） ご異議なしと認めます。選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、私より指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（谷口一男君） ご異議なしと認めます。よって、私より指名することに決定いたしました。

議長に、中谷松太郎君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました中谷松太郎君を議長の当選人と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（谷口一男君） ご異議なしと認めます。ただいま指名いたしました中谷松太郎君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました中谷松太郎君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選された旨告知いたします。

議長に当選されました中谷松太郎君からあいさつがあります。

○議長（中谷松太郎君） ただいま副議長のほうから指名をいただきました中谷松太郎でございます。

何分にも浅学非才、このような大役は初めてでありますので、皆さんの温かいご指導、ご鞭撻を得ながら、議会運営に精いっぱい努力させていただきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げてあいさつにかえます。

ありがとうございました。（拍手）

○副議長（谷口一男君） ここで議長と交代いたします。

〔副議長 谷口一男君 議長席退席〕

「会議録署名議員の指名」

○議長（中谷松太郎君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則の定めるところにより、議長において、5番 松原 勇君、12番 梅澤益美君の両名を指名いたします。

「会期の決定」

○議長（中谷松太郎君） 日程第4 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日1日と定めたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷松太郎君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日と決定いたしました。

「議案第11号から議案第14号」

○議長（中谷松太郎君） 日程第5 本会議に付議されております議案第11号から議案第14号の案件4件を一括議題といたします。

「提案理由説明」

○議長（中谷松太郎君） 提案者からの説明を求めます。

理事長 澤崎義敬君。

○理事長（澤崎義敬君） 本日、ここに平成20年新川広域圏事務組合議会12月定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはご多忙中にもかかわらずご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

提出議案の説明に先立ちまして、新川広域圏のこの1年を振り返りまして若干申し述べさせていただきます。

本年の成果といたしましては、まず、新し尿処理施設建設に着手したことでございます。現在のし尿処理施設であります中部清掃センターは、広域圏の前身であります富山県東部衛生処理組合時代からの建物であります。その老朽化は激しく、近隣住民の皆様方にはいろいろとご迷惑をおかけしております。一日も早い更新が望まれていたところでございます。

ようやく事業着手にたどり着き、本年より2カ年計画で新施設を整備するものであります。施設更新を受け入れていただいた近隣住民の皆様には感謝するとともに、これまでのご協力、ご理解に対し重ねて御礼を申し上げます。

次に、限界が近づいております宮沢清掃センター最終処分場の対策について、具体的に動き出すことができたことであります。

まず第1段として、現在の処分場を一日でも長く使用できるよう、老朽化により能力の低下した減容設備を更新し、その能力アップを図ることといたしました。この工事も今年度末に完了し、稼働を開始することとなっております。

第2段といたしまして、懸案でありましたビニプラ類の処理について、エコぼ〜とで焼却することができないか。また、そのためにはどのような問題があるのかを調査するために、混焼試験を実施いたしました。今後はこの試験の結果を踏まえて、ビニプラ混焼による発電や、新しい埋立処分場の整備もあわせて検討してまいりたいと考えております。

それでは、今定例会に提出いたしました議案についてご説明を申し上げます。

議案第11号 平成20年度新川広域圏事務組合一般会計補正予算（第2号）についてありますが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,737万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億1,277万1,000円とするものであります。

今回の補正の主なものは、地方財政再建促進特別措置法施行令等の改正によって、地方公共団体より独立行政法人等に対して寄附等ができることになったことに伴い、新川医療圏での病院群輪番制を実施している富山労災病院に対して、黒部市民病院やあさひ総合病院と同様に運営補助を行うための追加、原油価格の高騰による燃料費並びに光熱水費の追加、施設補修工事費の追加など、必要欠くことのできない経費に限定いたしました。

以上の財源といたしまして、使用料及び手数料、繰越金、諸収入を充当し、分担金を減額いたしました。

また、債務負担行為につきましては、平成21年度に使用するごみ指定袋約800万枚の購入契約について債務負担行為を設定いたしたいのであります。

次に、議案第12号 平成20年度新川広域圏事務組合CATV事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,809万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9億533万7,000円とするものであります。

今回の補正は、県道拡幅及び宅地造成による幹線移転等の修繕費の追加及び今後の機器更新に対応すべく基金積立金等であります。

以上の財源として、繰越金、使用料及び手数料、諸収入を充当いたしました。

次に、議案第13号 新川広域圏事務組合議会議員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正についてであります。これは、地方自治法の改正により、議員の報酬に関する規定が整備されたことに伴い、関係条例の所要の改正を行うものであります。

次に、議案第14号 新川広域圏事務組合監査委員の選任同意についてであります。議会選出の監査委員 吉江守熙氏より9月17日に辞職願が提出され、許可されたことに伴い、後任に中陣將夫氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により議会の同意を求めるものであります。

以上、議案の説明といたします。何とぞ慎重ご審議の上、ご決議賜りますようお願い申し上げます。

「一般質問」

○議長(中谷松太郎君) 次に、日程第6 組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑に入ります。

発言の通告を受けておりますので、順次発言を許可いたします。当局からそれらに対する答弁を求めます。

7番 川上 浩君。

○7番(川上 浩君) 私は、本定例会に1点の質問事項を出しております。水博物館構想の方向づけについてであります。この点につきまして、内容として2点お聞きいたしたいと思うところであります。

10年余りにわたり、水博物館構想の中で進められてきたフィールドミュージアムが多くの成果を上げてきたことは、私自身も評価しながら、その成果を地域の貴重な財産として情報発信するため、中心施設といえますか、いわゆるコア施設の建設について、新川広域圏として明確な方向づけをするべきだという立場で質問をさせていただきます。

水博物館について、昭和60年代から入善町、旧黒部市において構想が浮上したというふうに伺っております。入善町がその後、リーディングプロジェクト事業として、平成7年に水博物館構想を立てたということでもあります。その後、幾多の変遷を経てサンウェルがリーディングプロジェクトとして取り組んだということも伺っております。

また、旧黒部市においては、河川博物館構想が持ち上がり、その委員会、黒部市立博物館展示基本構想委員会ができたことからスタートしたということでもあります。そのときは、ちょうど黒部川扇状地湧水群が名水百選に選ばれ、そして宇奈月ダムの諸事業がスタートしようとする昭和60年のことであったということでもあります。

その後、平成元年に地域学を研究する日本黒部学会が設立され、活動が始まり、その会員の中からも黒部川に関する博物館的なものの要望がわき上がったということでもあります。専門家の間でも、流路延長85キロメートルで目の当たりにできる水循環は、その研究において、科学的に見て黒部川ほど好適な河川は他に類を見ないとまで言われております。

それぞれのいろいろなアプローチで試みられる中で、平成9年2月に新川広域圏に水博物館構想推進協議会が設立されたわけでもあります。県を巻き込み、県事業として方向を出すべきであるという議論、そしてまた県議会議員がもっと積極的にやるべきだというご議論や、新川広域圏として方向を出すべきであるなど、議論に議論を重ねてきたところでこの水博物館構想があるわけでもあります。

現在は、フィールドミュージアムとしてとらえ、自然環境や文化遺産を生かした、いわゆる屋根のない博物館としての事業が進められております。その中で、常にこのコア施設、いわゆる屋根のある博物館の話題は宙に浮いた形となっているのであります。

県、そして新川広域圏それぞれが負担をし、ミュージアムとして位置づけ、学芸員を配置して事業展開されてきたのでありますが、その学芸員もことしの3月で退職し、現在は地域学芸員が中心となって事業展開をしていると聞き及んでおります。

そこで、7月の水博物館構想推進協議会では、広域圏としての方向づけをする時期という理事長発言があったと聞いております。その後、構想についてどのように進んでい

るのかお伺いしたいと思うのであります。

次に、黒部市長は平成20年9月定例会で、「黒部市といたしましては、本事業の存続と継承はもとより、さらに本事業の対外的なインパクトや事業効果を高めていくためにも、コアとなる新たな中核施設の建設に関しましても、しっかりとした方向づけが得られるように、今後ともしっかりと議論してまいりたいと考えております」という答弁であります。

広域圏として、具体的な議論がどのようになされているのかお伺いしたいと。

以上2点であります。

○議長（中谷松太郎君） 理事長 澤崎義敬君。

○理事長（澤崎義敬君） 水博物館構想の方向づけということでご質問がございました。

新川地域には、黒部川の扇状地湧水群をはじめ、すぐれた水にかかわる施設が数多く点在をしております。このすばらしい新川地域の自然環境を保全するために、平成14年3月には新川広域圏や県もメンバーとなっております水博物館構想推進協議会におきまして、この地域全体を博物館として、フィールドミュージアムとしての事業展開を主とする水博物館基本構想が策定されたところであります。

この基本構想に基づきまして、これまでフィールドツアーや地域学芸員の養成など、住民参加によるフィールド活動を展開してきたほか、ホームページの開設など、バーチャルミュージアムの構築にも努めてまいったところでございます。

このような中で、平成18年度からは基本構想策定後の社会状況の変化などを踏まえて、推進協議会の場で、中核施設も含めた基本構想の再検討、見直しの議論が重ねられているところであります。本年7月の推進協議会では、広域圏として一つの方向性をまとめる時期に来ているのではないかと、あるいはまた事業をさらに活発に推進する必要があるし、それらの情報を発信するような拠点となる施設も必要という意見も出ていたところでございます。

その後、具体的な話し合いはございませんが、3月までには協議会を開催いたしまして、その場で十分ご議論をいただき、方向づけをしたいと考えているところであります。

○議長（中谷松太郎君） 7番 川上 浩君。

○7番（川上 浩君） 今ほどの答弁では、ことしの7月の推進協議会の話だったかと思うわけですが、私もいろいろ過去を見てみますと、ちょうど昨年の7月の推進協議会においても全く同じような議論をしているわけです。

と申しますのは、平成19年は7月17日に総会があったわけです。実はそれに先立ち、水博についての県の動きが非常に不透明だということで、きちっとした話をしておかないとだめなのではないかという話がありまして、新川選出の県議会議員と広域圏議会議員の代表者で意見交換を6月にやっているわけです。結果的にいろんな議論があったわけですが、方向として、物的なものは黒部市がやるべきで、精神的な部分で広域圏としての協力をいただくという方向づけができるのではないかとという県議の意見。それからまた広域圏議会議員の代表者の中では、新川の玄関となるべき新幹線新駅周辺の核施設として水博をやるのでいいのではないかとといった意見があり、これは任意の会合であります。そういう中で意思統一を図って、7月17日に開かれた総会に臨んだわけです。

この中でも幾つかの議論がなされたわけですが、そこでも同じように、最終的には20年度中に方向を出さないといけないということをおられるので、それが今回の答弁かなと思うわけですが、結果的には、「コア施設を県にやらしてもらえばいい」「いや、新川広域圏でもうちょっとまとめなさい」という議論だけをしていて、だれかがイニシアチブをとってやっていくという形になっていないところにこの問題の本質の問題点があるのではないかなと思うんです。

昨今の厳しい財政状況下にあって、そこら辺をきちんと位置づけした取り組みをしていかないと、このコア施設も依然宙に浮いたまま、どうかすれば消えてしまうということにもなりかねないと考えるわけですし、そういう面で、先ほど2番目の話でしましたが、我が黒部市長は総合計画の中でも位置づけしてやっていきたいんだ、やっていくんだということを言っているわけでありますから、ぜひ、広域圏として「黒部市でやれ。新川広域圏はその支えをするよ」といった方向づけを出していただけないかという思いがあるわけですが、いかがでしょうか。

○議長（中谷松太郎君） 理事長 澤崎義敬君。

○理事長（澤崎義敬君） この水博物館構想につきましては、相当長い年月の経過があるということをおも申し上げまして、私が市長になるずっと以前からご議論がなされてきたと。特にこの水博物館につきましては、黒部川を挟む右岸、左岸の地域でいろいろと水にまつわる博物館構想が検討されてきたというふうに理解をしておりますが、そのコア施設なども議論されてきたことは伺っておりますが、先ほどの答弁でも申し上げましたが、フィールドミュージアム的な博物館構想にシフトされた時期もありまして今日まで来ました。

しかし、依然としてコア施設が必要であるという意見と双方あるわけでございまして、広域圏がこの事務局を預かってはおりますものの、魚津市あるいはまた朝日町、それらの水博物館に対するスタンスといいますか、基本的な考え方の相違も少しはございます。できることなら、私どもとすれば、黒部川右岸、左岸の市町が一つの方向づけに対するご意思をまとめていただくことが一番だろうということで、今まで私あるいは広域圏が行司役をして、黒部市につくろう、入善町につくろうというような具体的な進展の話は差し控えさせていただいたのが現状でございます。

その後、議員がおっしゃるように、それぞれの市の議会、町の議会等でご議論があるようでございます。あるいはまた県議の先生方もいろいろとこの会には加わっていただいておりますが、まずこのコア施設については、県の補助なり予算措置が一番肝要になってくるだろうと思われまして、県の財政状況などから慎重になっていたこともございます。

ただし、基本的には、理事会レベルではございますけれども、広域圏の対応策としては、それぞれの市や町が単独でやられることについてはお互いに異議はない。ただし、これを新川広域圏事業として、あるいはまた県の補助事業としてこれから進めるということについては、今の段階で結論がなかなか難しいということで今日に至っていることは事実でございます。

でありますから、今おっしゃいましたそれぞれの市町にも思惑があるかと思えます。今後、3月、年度内に向けて、理事会あるいはまた協議会の場を設けながら、このことについて議員ご指摘の議論が深まればというふうに思っているところでございます。

○議長（中谷松太郎君） 7番 川上 浩君。

○7番（川上 浩君） 先ほども申しましたけれども、いずれにしても、コア施設、水博物館の施設という形はだれもがぼんやりとは描けるんですけども、一体それはどういうものなのかということで、はっきり言ってなかなか手を出しにくい。今の状況ではだれかがイニシアチブをとって、それを具体的な形で議論していくという形にはなかなかなりにくいと思うんです。そういう意味においても、今、黒部市は駅前周辺の整備とあわせてその中の一環として、一つの目玉としてその施設に取り組んでいきたいという方向性を出されているんですけども、一方では広域圏との関係があって、なかなか歩前に踏み出せないという現実の議論の中で答弁しておられるんです。

ですから、そういう面では、「そういう考えを持っているなら歩み出せよ」「どういうふうな考えなのか、黒部市へ一遍出してみることで」と。これはすぐ出るというものではないでしょうけれども、どういう考えでやるんだということをぜひ理事会、もしくは議会も通して明確にさせていただく。そうしないと、例えば県が何も無いところにただ補助事業は来ないわけですし、どういうメニューであるか、どういうものを使うかということもありませんから、だれかがやっていかなければいけないと思うんです。

そういう意味で、先ほども言いましたが、「黒部市がやるのならやれ」という方向づけを近々に出していただけないものですか。理事長、どうですか。

○議長（中谷松太郎君） 理事長 澤崎義敬君。

○理事長（澤崎義敬君） 先ほどの答弁でも申し上げましたが、基本的には黒部市がおやりになる、入善町がおやりになるということについては、お互いに言うべきでないだろうと。ただし、これまでの経過があって、コア施設がどういう形であろうとも、もしどこでつくるといことになりますれば、右岸、左岸のそれぞれの自治体なりの意見調整、あるいはまた合意も必要であろうということでも申し上げているわけでありまして、このことについては、私どもここにおります理事長、副理事長ともに、そういった中で住民感情、あるいはまた議会のお気持ちなども今後とも調整の必要があるだろうと。

それぞれの市町では、それぞれの水資源を含めいろんな環境の調査などはやっているわけでごさいます、その上でまちづくりの位置づけというのは今議員がおっしゃったので、「ああ、なるほど」というふうに思いますし、もう片一方のほうでも、まちづくり、これからの将来展望の中でそういうものが欲しいというのは事実だろうと思います。

いずれにしても、博物館構想の事務局を広域圏で預かっておりますが、大変財政的には厳しい中身でごさいます、ご指摘のとおり長いこと頑張っておりました学芸員も経費的に見切れないという状況で、地域学芸員が主体になって、今まで蓄積したノウハウを絶やさずという活動を展開しているところでごさいますので、今後の構想につきましても具体的なまだ検討がなされておられませんので、申し上げたとおり近々に、年明け早々にもそういった検討の場を設けてまいりたいと思っているところでごさいます、今どうだということについてはその程度にご答弁をさせていただきます。

○議長（中谷松太郎君） 4番 中田 尚君。

○4番（中田 尚君） 私は、5月の臨時議会で提出議案に関連して、ビニール、プラスチック混焼について質問をいたしました。

ビニプラ類がどこまで再利用できるかがこれからの課題になること、単純にエコぼへの焼却炉で焼却することも含めていろいろ考えてみなければならぬことを述べてまいりました。

ビニプラ類を混焼した場合を想定して、焼却炉の24時間稼働による炉の耐久性、ダイオキシン対策は万全かについて尋ねてきたところであります。

ビニプラ類混焼試験の結果については、19日の全員協議会で説明を受けましたが、私はこの説明以前にもエコぼへを訪ねまして、試験結果の説明を受けてまいりました。そこで説明以前に通告をしてまいりまして、説明と通告といろいろ重複するところもあったかと思いますがお尋ねをしておきたいと思ひますし、確認という意味で質問をさせていただきます。

そこで試験結果の概略は、今から述べますような認識でよいか尋ねておきたいと思ひます。

排ガスについては、ダイオキシン類をはじめとしていずれも国の基準値以下であった。しかし、飛灰中のダイオキシン濃度は国の基準を超える数値であったが、現在の飛灰の処理方法で安全性が確保されるので、ダイオキシン類対策特別措置法により適用除外とされる。

ビニプラ混焼によって、発熱量が現焼却炉の設計よりも流動層内で、主燃焼室のカロリー900℃より高くなるため、ごみの投入を抑えた運転となった。

試験結果はこのような受けとめ方、認識でいいかということを確認しておきたいと思ひます。

同じく19日の全員協議会で、宮沢清掃センターの新処分場についての説明がありましたが、この計画はビニプラ混焼を前提とした計画のように受けとめました。これでもいいのかどうか。混焼とせず、ビニプラ類を埋立処分とした場合の投資的経費はどれほどになるのか答えていただきたいと思ひます。

混焼方式を導入した場合で、発電を行うための装置も建設した場合の投資的経費はどのようになるのか答えていただきたいと思ひます。

混焼試験結果から当初予測に変更があったようですが、どれほどの金額が増えることになるのか答えていただきたいと思ひます。

まず、これに対する答弁をいただきましてから、改めてお尋ねすることがございます。

以上であります。

○議長（中谷松太郎君） 理事長 澤崎義敬君。

○理事長（澤崎義敬君） ビニプラ混焼焼却処分に関してのお尋ねがございましたので、お答えを申し上げます。

まず、混焼試験の結果についてでございます。

宮沢処分場はこのまま埋め立ててまいりますと、あと3年くらいで満杯となると予測しているところであります。その対策といたしまして、新処分場の整備とともに、現在、宮沢で減容埋立処分をしておりますビニプラをエコぽ〜とで焼却処理する方法を検討しております。

混焼試験は、エコぽ〜との焼却炉で現状ごみとビニプラを混焼し、燃焼状況の確認や排ガスなどのデータ収集と分析を行うとともに、廃熱利用の発電や周辺環境対策などの見極めを目的として、実施したところであります。

試験結果につきましては、議員が認識しておられるとおりでありまして、まず排ガスなどの分析結果については、ばいじん濃度やダイオキシン類等、国で基準を定めている7項目はすべて国の基準値を下回っておりまして、特に問題はありませんでした。ただし、飛灰中のダイオキシン類濃度は国の基準を超える数値でありましたが、飛灰に薬品を添加し、さらにセメント固化して処理しているために、ダイオキシン類対策特別措置法により適用除外となるものと思っております。

また、燃焼状況につきましては、ビニプラの割合が増加することで、発熱量が増加いたしまして、同時に炉内の温度も上昇して、ごみの供給を抑える運転となりまして、正規の定格量よりも10%程度少ない焼却量でありました。

次にご質問の、混焼しないで現在と同じ方法で埋め立てする場合と、混焼し発電した場合の投資的経費ということでございます。

まず、現在と同じくビニプラと不燃残渣を合わせて埋め立てた場合は、15年で約12万立方メートルの容量の新処分場の整備が必要となりますが、この場合は、埋立物の減量化を図らず、単に埋め立てするということで、国の交付金がなく、一般財源の割合が高くなるわけでありまして。

一方、ビニプラを混焼し発電する場合は、発電のためのエコぽ〜との設備改造や24時間運転が必要となってまいります。また、ビニプラ以外の不燃残渣を埋めるための新処分場の整備も必要でございますが、この場合、発電による熱回収及び埋立物の減量化が図られるということで、国の交付金が3分の1あります。一般財源の負担も少ないため

に、財源計画上有利であると考えます。

さらに、発電によりまして、施設内消費電力を大幅に削減できるとともに、24時間運転による燃焼の安定化による燃料費の削減や、ダイオキシン類等の発生抑制ができます。ごみの減量化とリサイクルの環境面を考慮した場合、最も有効な処理方法であると考えられます。

最後にお尋ねの混焼結果による当初予測との変更点があるかということではありますが、完全燃焼対策の点で、焼却炉の一部改造の検討が必要となっておりますが、費用なども含めて、細部については精査する必要があるとしまして、発電に伴う設備改造とあわせて今後十分に検討してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、ビニプラ混焼と最終処分場の整備はあわせて考えていく必要があります。総費用、交付金の有無、一般財源の割合、管理費の削減、整備期間、周辺環境対策など、長期的視点に立った費用対効果を念頭に置きながら、総合的に検討してまいりたいと思います。

○議長（中谷松太郎君） 4番 中田 尚君。

○4番（中田 尚君） 19日の全員協議会で、混焼試験の結果の報告説明と、新しく宮沢清掃センターをどのように設置していくかということの説明があつて、逆のことから申しますと、宮沢清掃センターの今説明された計画は、ビニプラ類が混焼することによって量が圧倒的に少なくなることを大前提とした設計になっているんだろうと思います。それならば、具体的に混焼を行った試験結果から、改造、あるいは発電装置の建設の投資的経費がどのようになるかということを実体的に進めないと、住民の合意というものが成り立っていかないことになろうかと思ひます。

試験結果から出てきた飛灰のダイオキシン濃度は国の基準よりも高かったと。けれども、特別措置法があるから国の行政としては問題にしないということであつて、自然界はそれを除外してやろうということをやったわけではありません。

だから、19日の全員協議会の説明の中でも、魚津市選出の議員からだったと思ひますが、下樁の処分場でそれは安全なのかという問題が出ました。当然、そういう疑問が出てくるであらうしょう。

今、理事長答弁のように、薬品等の処理をやっているからそれは大丈夫なんだという問題は、絶対的な安全性を保障したものではありません。したがって、エコぽ～とから排気という形で大気に放出されるもの、あるいはまた飛灰として回収されて自然界に戻

さなければならぬ。管理型といえどもそういう内容のものであります。だから、エコぽ～とから排出されるものすべてが最低限、今厳し

(テープ反転ブランク)

に到達するには、やはり完全燃焼を行うことが必要になってくると。

くどいようですが、宮沢清掃センターの新しい計画は、混焼を大前提としているわけだから、発電のカロリーを落とさなかったら、完全燃焼を24時間持続させることはできないわけですから、やるべき課題になってくるかと思えます。しかし、それは理事長答弁のように費用対効果の問題がありますから、費用が莫大な投資を余儀なくされるものであったら、再検討しなければなりませんし、その際には宮沢清掃センターの規模を大きくすることによって解消するのかどうかという議論も出てくるわけです。

そういう議論が大前提になって、提案理由説明の中では、第1段階、第2段階の話がされるわけですから、それだけのことは理事会で煮詰めていただきたい。二酸化炭素削減問題は、今、人類の課題です。そしてそれは、まず何に大きな影響を与えるか。それは生物の多様性に重大な影響を与えるであろうと。

今ほども水博物館問題がありましたが、水の循環と生物の多様性と二酸化炭素の削減・固定、こうした3つの要素が自然環境を保持するため、人類が生きるためには最低限必要になってくるわけです。そういった点で、具体的な検討をやっていかないと宮沢に入っていくということはありませんが、理事長、どうでしょうか。

○議長(中谷松太郎君) 理事長 澤崎義敬君。

○理事長(澤崎義敬君) ご指摘のとおりでありまして、我々は今温暖化をはじめ、環境というものをいかにして護持していくかということが最大の課題であると思っております。

宮沢清掃センターにつきましては、あと2、3年だということ、これはいずれ必要になる用地をまず確保しなければいけないだろうということから、現在の処分場の隣接地を地権者の皆さんにお譲りいただけないかということで、現地で協議をさせていただいているところございまして、これは黒部市に大変お骨折りをいただいているところでございます。

また、せっかくやります処分場も埋め立てになると思いますが、これもまた管理型にして、環境に配慮したものにならなければならない。あるいは発電なども含めたエコぽ～との改造についても、今はまだアバウトな数字しかつかんでおりませんので、徹底的に

あらゆる角度から環境というものについては意を配りながら、議員ご指摘のとおり費用対効果も含めて議会の皆さんにもお示ししながら、時間もそうゆったりとしておりませんので、早急な対応ということでこれから取り組ませていただきたいと思います。

○議長（中谷松太郎君） 4番 中田 尚君。

○4番（中田 尚君） くどいようですが、宮沢清掃センターは、現体制でいくと3年間で限度だから拡張の計画を先行させなければならないというようなことから、土地の取得というようなことになってきますと色々な時間も要しますから、そうやっておられるんだろと思いますが、理事会として、その方向に進みつつ検討しなければならない課題は、3年後にビニプラ類がどれだけの埋立容量として想定できるのかということになるわけです。

だから、エコぼ～との改造の試算を徹底して早めて、同時にそのことを進めていかなかったら、宮沢の計画はせつかくの投資が無駄になりますよ。

それから、以前に試験が終わって結果が出てということで、説明をいただく前にエコぼ～とをお訪ねしましてお聞きしました。運営費はどうなるか。人の配置から何から全部計算できるかどうかということで、何人体制が必要かというようなことの全くアバウトのアバウトであります。宮沢とエコぼ～との人的配置をいろいろ調整すれば今の人的体制で十分にできると。それは今3炉あるものを、完全燃焼24時間稼働ということを持続させるためにも2炉にしなければならないということから、2炉で24時間という人員体制はどれほどになるかというようなことの計算も事務局のほうでは相当やられているようであります。

管理費については、それほど人件費の問題には影響しないんだな、人員は増減なしでもやれるんだなという感触をつかみました。あと、発電は自家消費量の電力をそれぞれ自家発電で賄う。あるいは今生ごみを燃やすために、まずは石油をかけて燃やさなければならない。そういう経費等の問題から何かしますと、考え方としては非常に合理的だなという感を強めておりますが、宮沢の容量が理事長答弁のように3年間で限度なら、あとの対策をどうするかということを確認しながら、宮沢の計画を具体化していかなければならないわけで、その点は、理事会として徹底した検討を早めていただきたいと思います。

○議長（中谷松太郎君） 理事長 澤崎義敬君。

○理事長（澤崎義敬君） 今ご指摘いただきましたとおりでありまして、急を要する案件

であります。

また、今のエコぼ〜とにつきましても、16時間燃焼で地元と合意を取りつけた経過もごございます。24時間になる、あるいはまた今度の計画が地元に対して安全・安心できるものであるというものをお示ししながら、あわせて改造計画も並行しながら早急な取り組みを始めたいと思います。

埋立処分場についても同様でありますので、理事会などできちんと議論をしてみたいと思います。

○議長（中谷松太郎君） 11番 長田武志君。

○11番（長田武志君） 皆さん、おはようございます。

通告に従い、中部清掃センター新し尿処理施設建設に際しての取り組みについて伺います。

私は、前回2月議会定例会一般質問で、建設の際、またその後交わされた了解事項、覚書について、長年遵守されず、地元板屋地区に迷惑をかけ今日に至ったことについて当局の考え方を伺いました。当局からは、建設当時の約束事の臭気対策や施設内の造園化なども不十分なまま、長年地元の皆様に大変ご迷惑をおかけしたことに對し、大変申しわけなく思っていますと答弁をいただいております。

当局にそういった気持ちがあるならば、この際、過去長年の迷惑的補償部分に対しての配慮を示す必要があると思いますが、答弁を求めます。

また、新施設を再度同地区に建設することを申し入れされたとき、板屋地区住民集會を何回も開き、協議して、ようやく条件つきで建設を受諾したと聞いております。その条件というのは、既に提出されております要望書の実行だと思っています。

そこで伺います。今後新しいし尿処理施設の建設に伴う補償、協力分についての答弁を求めます。

最後に、この新し尿処理施設は、入善町下水道施設を利用させていただくことが前提の処理施設だと思います。とすれば、入善町の下水道事業への協力部分が必要になると思われますが、答弁を求めます。

この新施設建設には地元の協力が不可欠で、一日も早い解決を求めて質問を終わります。

○議長（中谷松太郎君） 理事長 澤崎義敬君。

○理事長（澤崎義敬君） 中部清掃センター新し尿処理施設建設に際しての質問がござい

ます。お答えを申し上げたいと思います。

現在の中部清掃センターは昭和38年に建設されたものでありまして、今日に至るまで45年の歳月が経過していることから、老朽化を来しておりまして、かねてよりその更新が待ち望まれていたところでもあります。

この間、地元住民の皆様方には温かいご理解、ご協力を賜りましたことに対しまして、改めて感謝を申し上げます。

また、このたびはご決断をいただきまして、施設更新を受け入れていただきました。本年より2カ年計画で新施設の整備に着手する運びとなりましたことに対しましても、厚く御礼を申し上げます。

まず第1点目の、過去45年間の迷惑料的補償部分についての配慮ということでご質問がございました。この中部清掃センターにつきましては、昭和45年、46年度において実施してまいりました処理能力の増設工事の際に、富山県東部衛生処理組合から本体工事費の10%の補償料として当時1,295万円が地元入善町へ交付されまして、入善町からは地元へ600万円交付されていると伺っております。

また、その他といたしまして、地区の万雑的費用負担といたしまして、昭和41年度から毎年10万円から30万円、昭和45年より汲取料対策といたしまして、毎年約60万円を地域に交付し、今日に至っております。

次に、今後、新し尿処理施設建設に伴う補償、協力部分についての取り組みということでお尋ねがございましたが、新川広域圏においての迷惑施設建設に伴う補償料につきましては、本体工事費の10%を補償料として地元の市町に交付することでルール化をいたしております、今日までそのようにやっております。

新し尿処理施設建設に伴う補償につきましては、本体工事費の10%を補償料として地元入善町へ交付する予定であります。また、地域活性化のための経費につきましては、引き続き負担をしてまいりたいと考えております。

次に、入善町の下水道事業への協力部分についてということでございますが、浄化槽汚泥につきましては、各市町の公共下水道処理施設での処理となります。新し尿処理施設は、生し尿だけの処理となります。希釈をして、入善町の下水道へ放流することとなります。そのつなぎ込みに係る経費として、平成18年度には接続計画認可設計に係る経費、平成19年度には管つなぎ込みの基本実施設計に係る経費を入善町に対し負担をしております。また、平成20年度と21年度におきましては、圧送管工事施工費を予算計上し

ているところであります。

その他に係る経費につきましては、今後とも入善町と協議をしてみたいと考えております。

○議長（中谷松太郎君） 11番 長田武志君。

○11番（長田武志君） 新しいし尿処理施設が現在地に建設されることになった地元との協議の中での合意事項というのは、出されております地元からの要望事項ではなかったかと思いますが、当局はどのように認識しておられますか。

○議長（中谷松太郎君） 理事長 澤崎義敬君。

○理事長（澤崎義敬君） この新施設建設について、私も入善町長さんと一緒に地元へお伺いして、住民の皆さんにもご説明をしてきた経過もございます。

今までの従来の施設は、大変老朽化をしているということとあわせて、オープンな施設でありまして、においでありますとか、通行の問題とか、地元の苦情等も多かったわけではありますが、今回につきましては、いわゆる建物の中へ施設を皆入れて、外観上も地域の環境に配慮したものにしたいということで、たびたび完成予想図などを地元にお示ししながら、こういうことで周りの環境整備をやっていくと。そして今現在ある施設は稼働中でありまして、新施設が完了次第、その施設を解体して、その上は地元の皆さんとも相談をしておりますけれども、芝生広場など、地元の皆さんが使いでのある整備の仕方をやっていきたいと思いますということで考えております。

地元の要望は合意ではなかったのかと。要望は確かにございます。ただし、先ほども申しましたように、私ども2市2町の中でそれぞれのごみや衛生にかかわる施設を持っているわけでございますが、今ほど申しましたように、工事費、建設費の10%というような基本的なルールの中で、しかもそれぞれの自治体が主体でありますので、広域圏は決して入善町の主体にかかわることはできないと。

ですから、入善町の問題については入善町と協議をさせていただいて、地元対応もやると。ただし、職員は当然詳細説明に、町の職員の皆さんと一緒にになって出ていったり、あるいは広域圏単独でご要望等を聞きに参ったりもしておりますが、ご要望に対する回答は、ここはこうしましょう、ああしましょうという協議の中でありまして、具体的にこれをしてほしいということが絶対条件になりますと、なかなか難しい側面もございます。これも今できるだけ年度内にいろんな整理をしようということで、つい最近も地元へ足を運んでいるところでございまして、住民の皆さんが広域圏と直接交渉ということ

をおっしゃいますが、私どもは常に入善町という自治体ときちんと連携をしながらということが基本であると考えておりますので、今後も、入善町長さんをはじめ入善町の自治と、そこに対する侵害はもちろんしてはいけないわけで、ただ、お互いのコンセンサスを得るための作業でありますので、引き続き、交渉などには入善町と一緒に出向きますが、入善町と協議をしながらというスタンスはこの後もきちんと守っていきたいと思っております。

○議長（中谷松太郎君） 11番 長田武志君。

○11番（長田武志君） 最後は要望なんですけれども、この新施設建設は地元の協力がなくては成り立たない施設だと思っております。来年の1月16日には、企業側から工事の安全祈願祭、起工式が予定されております。地元も納得して式に出席できるよう、今後限られた時間でありませけれども、広域圏は全力を挙げて地元と協議し、合意していただくように要望して質問を終わります。

お願いいたします。

○議長（中谷松太郎君） 以上で通告を受けておりました質問、質疑が終わりました。

ほかに発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷松太郎君） ないようですから、質問、質疑を終わります。

「議案の常任委員会付託」

○議長（中谷松太郎君） ただいま議題となっております議案中議案第11号から議案第13号までについては、各常任委員会に審査を付託いたします。

「議案第14号」

○議長（中谷松太郎君） 次に、日程第7 議案第14号についてを議題といたします。

〔13番 中陣將夫君 一時退席〕

「採 決」

○議長（中谷松太郎君） 議案第14号については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷松太郎君） ご異議なしと認め、採決いたします。

新川広域圏事務組合監査委員に、朝日町道下171番地乙 中陣將夫君を選任することに同意と決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷松太郎君） ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は同意と決しました。

この際、委員会審査のため暫時休憩いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時45分 再開

○議長（中谷松太郎君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

「各常任委員会委員長報告」

○議長（中谷松太郎君） 日程第8 議案第11号から議案第13号までを一括議題とし、各常任委員会委員長からの報告を求めます。

第1委員会委員長 9番 元島正隆君。

○第1委員会委員長（元島正隆君） 第1委員会の報告をいたします。

本定例会において、当委員会に審査を付託された案件は、議案第11号 平成20年度新川広域圏事務組合一般会計補正予算（第2号）中、当委員会所管部分、議案第12号及び議案第13号でありました。

委員会を開催し、慎重に審査いたしましたところ、いずれも全会一致により原案どおり可決することに決しました。

以上で、第1委員会の委員長報告といたします。

○議長（中谷松太郎君） 第2委員会委員長 12番 梅澤益美君。

○第2委員会委員長（梅澤益美君） 第2委員会の報告をいたします。

本定例会において当委員会に審査を付託された案件は、議案第11号 平成20年度新川広域圏事務組合一般会計補正予算（第2号）中、当委員会所管部分でありました。

委員会を開催し、慎重に審査いたしましたところ、全会一致で原案のとおり可決されました。

以上で、第2委員会委員長報告を終わります。

「質 疑」

○議長（中谷松太郎君） これより、委員長報告に対する質疑に入ります。

何かご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷松太郎君） 質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

「討 論」

○議長（中谷松太郎君） これより討論に入ります。

何かご意見ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷松太郎君） 討論がないようですから、討論を終わります。

「採 決」

○議長（中谷松太郎君） これより採決を行います。

各常任委員会委員長の報告は、議案第11号から議案第13号まではいずれも原案どおり可決すべきとの報告であります。

ただいまの議案3件について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷松太郎君） ご異議なしと認めます。よって、ただいまの議案3件は原案どおり可決されました。

「議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査」

○議長（中谷松太郎君） 日程第9 議会運営委員会及び各常任委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から会議規則第49条の規定により、お

手元にお配りいたしました申し出一覧のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長及び各常任委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中谷松太郎君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

「閉 会」

○議長（中谷松太郎君） 以上で日程はすべて終了し、本定例会に付議されました案件はすべて議了いたしました。

議員各位、理事者の皆様並びに報道関係者には誠意をもってご協力いただきましたことに対し、本席から厚くお礼申し上げます。

これをもちまして、平成20年新川広域圏事務組合議会12月定例会を閉会いたします。

午前11時48分 閉会